

健康福祉委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、健康福祉委員会（以下「本会」という。）と称し、事務局を戸隠地区住民自治協議会内に置く。

(目的)

第2条 本会は、戸隠地区住民の社会福祉と健康増進を図るため、地域の繋がり与健康づくりを支援することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 各区の代表者

(2) 福祉関係団体の代表者

(3) 戸隠地区住民自治協議会長が必要と認める者

2 事業遂行に当たり、別に小委員会を設置することができる。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、各区の健康福祉推進員と協力して次の事業を行う。

(1) 福祉のまちづくりを進めるための実践事業

(2) 地域福祉活動計画の推進

(3) 地域たすけあい事業

(4) 健康教室・介護予防事業

(5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、委員の互選によりこれを定める。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 2名

(役員の任期)

第6条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠のため就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 委員長は本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第8条 本会の会議は、委員長が必要と認めるときに開催する。

2 構成員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会計)

第9条 本会の経費は、住民自治協議会の会計をもって充てる。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

所 属	人 数	備 考
各区の代表者（各区1名）	15	地区福祉推進員兼務
福祉関係団体の代表者	1	戸隠地区民生児童委員協議会
福祉関係団体の代表者	1	戸隠地区遺族会
福祉関係団体の代表者	1	身障者福祉協会戸隠支部
会長が必要と認める者	2	
計	20	